

さいたま市電気設備工事・機械設備工事
特別共通仕様書

令和 7 年 4 月

さいたま市

目次

さいたま市電気設備工事・機械設備工事特別共通仕様書

第1章 一般共通事項

第1節 一般事項

- 1.1.1 適用
- 1.1.2 用語の定義
- 1.1.3 火災保険等
- 1.1.4 公共事業労務費調査等の協力
- 1.1.5 共通費実態調査への協力
- 1.1.6 コリンズへの登録
- 1.1.7 施工体制台帳等の作成
- 1.1.8 監理技術者等に関する点検
- 1.1.9 工事現場等における施工体制の点検
- 1.1.10 引渡しまでの電気料金などの負担
- 1.1.11 建設業退職金共済制度の履行確保
- 1.1.12 ワンデーレスポンスの取り組み
- 1.1.13 工事の一時中止
- 1.1.14 人権の尊重
- 1.1.15 ウィークリースタンスの実施

第2節 工事現場管理

- 1.2.1 地元住民への配慮
- 1.2.2 工事現場の安全衛生管理
- 1.2.3 測量杭及び境界杭
- 1.2.4 埋設物の処理
- 1.2.5 表示板の設置
- 1.2.6 建設副産物の処理等
- 1.2.7 建設機械
- 1.2.8 舗装切断時に発生する排水の処理
- 1.2.9 過積載の防止

第3節 機器及び材料

- 1.3.1 環境への配慮
- 1.3.2 機器及び材料の品質等
- 1.3.3 材料の検査等

第4節 施工

- 1.4.1 技能士
- 1.4.2 施工の立会い及び工程検査
- 1.4.3 揮発性有機化合物の室内濃度測定

第5節 工事検査及び技術検査

- 1.5.1 出来高査定基準
- 1.5.2 中間検査

第 6 節 完成図等

- 1. 6. 1 完成時の提出図書等
- 1. 6. 2 完成図
- 1. 6. 3 保全に関する資料
- 1. 6. 4 完成写真
- 1. 6. 5 図面情報電子化媒体

第 7 節 その他

- 1. 7. 1 契約不適合責任
- 1. 7. 2 事後調査
- 1. 7. 3 履行の追完

別紙 1 建設副産物分類表

別紙 2 舗装切断時に発生する排水の処理にかかる特記仕様書

**本仕様書の
取扱**

「さいたま市電気設備工事・機械設備工事特別共通仕様書」（以下「特別共通仕様書」という。）は、「さいたま市建設工事請負契約基準約款」（以下「契約約款」という。）に定める仕様書の一部として、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）・（機械設備工事編）」（以下「標準仕様書」という。）に定められた各事項について追加、補足をしたものである。

第 1 章 一般共通事項

第 1 節 一般事項

**1.1.1
適 用**

- (1) この特別共通仕様書は、さいたま市が発注する建築物等の新築、増築、改築、改修及び解体に係る電気設備工事及び機械設備工事に適用する。
- (2) この特別共通仕様書に規定する事項以外は、標準仕様書による。ただし、公共住宅工事については、標準仕様書を国土交通省住宅局住宅整備課監修「公共住宅電気設備工事共通仕様書」及び「公共住宅機械設備工事共通仕様書」に読み替える。
- (3) 特別共通仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、受注者の責任において履行する。
- (4) すべての設計図書は、相互に補完する。ただし、設計図書間に相違がある場合の優先順位は、次の(ア)から(ケ)の順番のとおりとし、これにより難しい場合は標準仕様書 1.1.8「疑義に対する協議等」による。
 - (ア) 質問回答書((イ)から(オ)に対するもの)
 - (イ) 現場説明書
 - (ウ) 特記仕様書
 - (エ) 図面
 - (オ) 特別共通仕様書
 - (カ) 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編・機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
 - (キ) 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事・機械設備工事）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
 - (ク) 建築物解体工事共通仕様書・同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）ただし、改修工事の場合は、(キ)を(カ)より優先する。

**1.1.2
用語の定義**

- (1) 「監督職員」とは、「さいたま市請負工事監督規程」に規定する総括監督員、主任監督員及び監督員の総称とする。
- (2) 「特記」とは、1.1.1の(4)の(ア)から(エ)に指定された事項をいう。

1.1.3 火災保険等	契約約款第 57 条の火災保険その他の保険は、次のとおりとする。 (ア) 付さなければならない保険は、次に掲げる保険とする。ただし、当該保険の対象工事が無い場合はこの限りでない。 (a) 火災保険 (b) 建設工事保険 (c) 土木工事保険 (d) 組立保険 (e) 請負者賠償責任保険 (f) 法定外補償保険 (イ) 保険期間は、工事着工の日から工事目的物引渡しの日（工期に概ね 15 日を加えた期間）までとする。 (ロ) (ア) の (a) から (d) の保険の目的物は、工事目的物とする。 (ハ) (ア) の (a) から (c) の保険の保険金額は、請負代金額とする。 (ニ) なお、(ア) の (d) から (f) の保険の保険金額は、賠償責任等を履行するために必要な金額とする。 (ホ) (ア) の (f) の補償の対象者は、本工事に従事する者とする。 (ヘ) 被保険者は、原則として受注者とする。 (ヘ) 保険の契約を締結したときは、直ちにその証券又はこれに代わるものを監督職員に提出する。
1.1.4 公共事業労務費調査等の協力	(1) 本工事が公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、調査票等に必要事項を正確に記入し提出する等必要な協力を行う。 (2) 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う国等における調査・指導の対象になった場合、その実施に協力する。 (3) 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を整理・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。 (4) 本工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の請負者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負者を含む。）は、前 3 項と同様の義務を負う。
1.1.5 共通費実態調査への協力	受注者は、本工事が発注者の実施する共通費実態調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力を行う。

1.1.6 コリンズへの登録	受注者は、受注時又は変更時において、請負代金額が 500 万円以上の工事について、工事实績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更（工期、技術者（現場代理人・主任技術者・監理技術者・監理技術者補佐）に変更が生じた場合）・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員の確認を受けたのちに、次に示す期間内に登録の手続きを行い、「登録内容確認書」を監督職員に提出する。ただし、期間には、さいたま市の休日定める条例（平成 13 年 5 月 1 日条例第 2 号）に定める市の休日は含まない。 なお、変更時と工事完成時の間が 10 日に満たない場合は、監督職員への「登録内容確認書」の提出は省略する。 <table border="0"> <tr> <td>(ア) 工事受注時</td><td>契約締結後 10 日以内</td></tr> <tr> <td>(イ) 登録内容の変更時</td><td>登録内容の変更があった日から 10 日以内</td></tr> <tr> <td>(ウ) 工事完成時</td><td>工事完成後 10 日以内</td></tr> <tr> <td>(エ) 訂正時</td><td>適宜</td></tr> </table>	(ア) 工事受注時	契約締結後 10 日以内	(イ) 登録内容の変更時	登録内容の変更があった日から 10 日以内	(ウ) 工事完成時	工事完成後 10 日以内	(エ) 訂正時	適宜
(ア) 工事受注時	契約締結後 10 日以内								
(イ) 登録内容の変更時	登録内容の変更があった日から 10 日以内								
(ウ) 工事完成時	工事完成後 10 日以内								
(エ) 訂正時	適宜								
1.1.7 施工体制台帳等の作成	(1) 受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合は、施工体制台帳を作成し、工事現場に備え置くとともに、写しを監督職員に提出しなければならない。ただし、当該工事現場の施工体制を発注者が情報通信技術を利用する方法により確認することができる措置として国土交通省令で定めるものを講じている場合を除く。 なお、作成にあたり記載すべき内容等は下記のとおりとする。 (ア) 施工体制台帳の記載内容について (a) 建設業法第 24 条の 8 第 1 項及び建設業法施行規則第 14 条の 2 に掲げる事項 (b) 安全衛生責任者名、安全衛生推進者名、雇用管理責任者名 (注 1) 施工体制台帳、再下請負通知書及び下請負契約書（注文書・請書）の日付を漏れなく記載し、各書類間の日付・工期は整合させること。 (注 2) 工事の工期が延期された場合は、下請負契約も併せて変更することとなるため、変更した施工体制台帳、再下請負通知書及び下請負契約書を速やかに作成すること。 (イ) 施工体制台帳の添付書類について (a) 一次・二次等、全ての下請負契約書（注文書・請負書）を添付すること。 (2) 受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「入契法」という。）」に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。								

	(ア) 施工体系図の記載内容について (a) 建設業法第24条の8第4項及び建設業法施行規則第14条の6に掲げる事項 (b) 一次下請負人となる警備会社の商号又は名称、現場責任者名、工期 (3) 施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は速やかに監督職員に提出しなければならない。
1.1.8 監理技術者等に関する点検	さいたま市が行う入契法に伴う監理技術者等に関する点検を受けなければならない。 (ア) 点検の適用対象は、建設業法第26条第3項に該当する工事（請負代金の合計金額が4,500万円以上のもの。ただし、建築一式工事の場合は9,000万円以上のもの。）とする。 (イ) 監督職員等から監理技術者資格者証の提示を求められた場合はすみやかに提示する。
1.1.9 工事現場等における施工体制の点検	さいたま市が行う入契法に伴う工事現場等における施工体制の点検を受けなければならない。 (ア) 点検の適用対象は、建設業法第24条の8に該当する工事（下請契約を締結したもの）とする。 (イ) 点検内容は、「工事現場等における施工体制の点検要領」による。
1.1.10 引渡しまでの電気料金などの負担	原則として本設電気受電後から工事目的物引渡しまでの電気料金を負担する。水道料金、ガス料金もこれと同様とする。
1.1.11 建設業退職金共済制度の履行確保	受注者は、「建設業退職金共済制度の適正な履行に係る取扱要領」に基づき適正に履行する。
1.1.12 ワンデーレスポンスの取り組み	現場の問題発生に対する迅速な対応について、次のとおり取り組むものとする。なお、ワンデーレスポンスとは、受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応し、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのか受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることをいう。

	(ア) 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議を行う。 (イ) 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し差異が生じた場合は速やかに書面にて監督職員へ報告する。 (ウ) 発注者が効果・課題等を網羅するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合、受注者はこれに協力をする。
1.1.13 工事の一時中止	契約款第 20 条に基づく工事の全部又は一部の施工を一時中止する場合は、「工事の一時中止に係るガイドライン」(平成 29 年 3 月)による。
1.1.14 人権の尊重	受注者は、業務を履行するにあたり、人権の尊重を基本とするとともに、人権に関する社員研修の実施等により、業務従事者が人権に配慮することができるよう努めること。
1.1.15 ウィークリースタンスの実施	本工事は、ウィークリースタンスの対象工事である。詳細は「さいたま市ウィークリースタンス実施要領」による。
	第 2 節 工事現場管理
1.2.1 地元住民への配慮	工事の施工に当っては、監督職員と協議のうえ地元住民に迷惑を及ぼさないよう最大限の配慮をしなければならない。
1.2.2 工事現場の安全衛生管理	仮設道路及び現場周辺の搬入道路は、監督職員及び道路管理者の指示に従い、常に良好な維持管理(道路の高低、縦横勾配の保持、道路付帯の排水施設の清掃、しゅんせつ等の実施をいう。)及び復旧作業を行う。 仮排水路は、良好な維持管理を行い、敷地内外に害を与えないよう留意する。
1.2.3 測量杭及び境界杭	(1) 既設杭は、敷地の内外を問わず監督職員の指示がない限り、移設、除去又は埋設してはならない。 (2) 工事中に破損損失のおそれのある境界杭及び特に監督職員が指示する杭については、1 箇所につき原則として 4 個以上の引照点を設け、これらを良好に維持管理する。

1.2.4 埋設物の処理	敷地は、工事着手前に埋設物等を現地及び図面などで確認のうえ、その状況を監督職員に報告する。 なお、埋設物は監督職員の指示により工事に支障を生じないように保護等の措置をする。
1.2.5 表示板の設置	(1) 工事現場には住民などへの周知を図るため、下記事項を記載した表示板を設置する。ただし、工事による影響がないものについては、監督職員の指示により省略することができる。
	(ア) 工事名 (イ) 工事場所 (ウ) 発注者（役職名までとする。） (エ) 工事担当課・所・室 (オ) 受注者住所、氏名、連絡先 (カ) 工事期間 (キ) 請負代金額 (ク) その他法令等の必要に応じて次の表示板を見やすい所に設置しなければならない。 (a) 建設業の許可表示 (b) 労働保険成立表 (c) 道路占用許可証 (d) 道路使用許可証 (e) その他
1.2.6 建設副産物の処理等	(1) 建設副産物（建設発生土等及び建設廃棄物）の処理に当っては、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）、再資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令、条例その他の諸規定により、再利用、再生利用、適正処理に努めるとともに、その処理等の内容については、あらかじめ監督職員に報告する。
	(2) 請負金額が 100 万円以上の工事（建設資材の利用、建設副産物の発生がない工事を含む）については、工事着手前に再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書及び工事登録証明書を作成し、施工計画書に含めて提出する。また、法令等に基づき、再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。なお、複数の工種にわたって建設資材の利用、建設副産物が発生する場合は、あらかじめ監督職員に報告する。

- (3) 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した工事については、工事完成時に、再生資源利用実施書、再生資源利用促進実施書及び工事登録証明書を作成し、書面にて監督職員に提出する。
- (4) 建設リサイクル法第9条に規定する対象建設工事に該当する場合の対応は、以下による。
 - (ア) 工事請負契約の締結の前に建設リサイクル法第12条に定める「説明書」により分別解体等の内容について発注者に説明する。
 - (イ) 工事請負契約時に契約書の一部として「建設リサイクル法第13条に基づく書面」を発注者に提出する。
 - (ウ) 再資源化が完了した時は、速やかに建設リサイクル法第18条に基づく「再資源化等報告書」を発注者に提出するとともに、再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存する。
- (5) 建設副産物の処理については、次のとおりとする。
 - (ア) 建設発生土等

建設発生土等の抑制や再利用の推進に努める。ただし、建設発生土を処理する場合は、工事現場から50kmの範囲内の他の公共工事への指定処分を原則とする。詳細は特記による。
 - (イ) 特定建設資材

再資源化を原則とする。
- (6) 産業廃棄物の処理にあたり産業廃棄物の処理計画を監督職員に提出する。

なお、産業廃棄物の処理にあたり、搬出事業者は処分業者と産業廃棄物処理委託契約を締結し、契約書の写しを処理計画に添付する。
- (7) 産業廃棄物を処理した後に「産業廃棄物管理票 建設系廃棄物マニフェスト」A票、B2票、D票、E票を監督職員に提示し、確認を受ける。ただし、電子による場合は、「受渡確認票」をもって、上記「産業廃棄物管理票 建設系廃棄物マニフェスト」の各票にかえることが出来る。
- (8) 廃石綿物の特別管理産業廃棄物を排出する場合や、建設副産物の処理に関して不明な点等がある場合は、監督職員と協議する。
- (9) 建設副産物の分類は、別紙1のとおりとする。

1.2.7 建設機械

工事に使用する建設機械は、原則として、排出ガス対策型、低騒音型とする。

1.2.8 舗装切断時に発生する

アスファルト舗装の切断に伴い発生する排水処理については別紙2「舗装切断時に発生する排水の処理にかかる特記仕様書」の定めるところによる。

排水の処理

1.2.9

過積載の防止

受注者は、工事用資機材や建設副産物等の運搬にあたり、次の各号全てに該当してはならない。なお、下請負者等にも遵守させるものとする。

- (ア) 積載重量を超過して運搬すること
- (イ) 違法改造車両（さし枠装着車等）を使用すること
- (ウ) 産業廃棄物運搬車で土砂運搬等の目的外の車両を使用すること
- (エ) 交通安全に対する配慮に欠ける者を使用すること

第3節 機器及び材料

1.3.1

環境への配慮

工事に使用する材料は、「さいたま市グリーン購入推進基本方針」に定める材料及び埼玉県産の材料を選定するように努める。

1.3.2

機器及び材料の品質等

使用する機器及び材料（以下「機材」という。）が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を監督職員に提出する。ただし、規格等（標準仕様書で規定している規格〔日本産業規格（JIS）、日本農林規格（JAS）等〕、一般社団法人公共建築協会の評価名簿に登録されている材料、一般財団法人ベターリビングのBL認定品など）で品質・性能保証されている場合及びあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、資料の提出を省略することができる。

1.3.3

材料の検査等

設計図書等で指定した工事材料については、監督職員の検査を受ける。詳細は「さいたま市建築工事材料検査実施要領」による。

第4節 施工

1.4.1

技能士

- (1) 技能士の適用にあたっては、有資格者の少ない職種を十分把握して、工事に支障を来たすことのないよう配慮する。
- (2) 適用工事は、原則として下記による。
 - (ア) 延べ面積 1,000 m²程度以上の新築工事
なお、延べ面積に係わらず技能士の有資格者が多い職種については、積極的に活用する。
 - (イ) 重要な建物の新築工事

	特に技能士の有資格者が多い職種については、積極的に活用する。 なお、重要な建物とは、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「官庁施設の基本的性能基準及び同解説」における構造体の分類でⅠ及びⅡに該当するもの又は発注者において構造体の重要度係数を 1.25 以上に設定したものである。 (ウ) 増・改築等で(ア)及び(イ)に相当する工事。 (エ) 発注者が特に必要と認めるもの。 (3) 工事種別ごとの適用技能士は、特記による。
1.4.2 施工の立会い及び工程 検査	(1) 設計図書等で指定した施工及び施工後検査が不可能又は困難な施工については、工程ごとに監督職員の立会いによる検査を受ける。詳細は「さいたま市建築工事施工立会い実施要領」により行う。 (2) 各種装置・機械・配管等の据付時又は完了後に、それぞれ絶縁試験・通水試験・試運転調整その他機能が確認できる試験等を行う。 なお、試験は原則として監督職員の立会いを受けて行うが、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りでない。
1.4.3 揮発性有機化合物の室内濃度測定	工事完成検査に先立ち、特記により、揮発性有機化合物の室内濃度を測定する。分析機関からの測定結果が、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、監督職員に報告書の原本を提出する。
第5節 工事検査及び技術検査	
1.5.1 出来高査定 基準	部分払のための出来高査定は、「さいたま市既済部分算出要領」により行う。
1.5.2 中間検査	(1) 中間検査は、次の時期に行う。 (ア) 工事施工中における中間検査の実施回数及び実施する段階が特記された場合 なお、検査日は受注者の意見を聞いて発注者が定める。 (イ) 施工途中に発注者が特に必要と認めた場合。 なお、検査日は受注者の意見を聞いて発注者が定める。 (2) (1)の検査は、通知された検査日に検査を受ける。 (3) 中間検査に必要な資機材及び労務等を提供する。

第6節 完成図等

1.6.1

完成時の提出図書等

工事完成時の提出図書等は、特記による。特記がなければ、次による。

- (ア) 完成図
- (イ) 保全に関する資料
- (ウ) 完成写真
- (エ) 図面情報電子化媒体
- (オ) 保証書（原本）

1.6.2

完成図

- (1) 完成図は、工事目的物の完成時における設備の状況を明瞭かつ正確に表現したものを行い、図面の種類及び記入内容等は、特記による。特記がなければ、下表による。

(ア) 電気設備

種	類
屋外配管・配線図	
各階平面図	
各種詳細図	
各種系統図	
主要機器一覧表（機器図を含む）	
(イ) 機械設備	
種	類
屋外配管図（雨水排水を含む）	
各階平面図	
各種詳細図	
各種系統図	
主要機器一覧表（機器図を含む）	

- (2) 完成図の作成方法は、CAD 等による。

1.6.3

保全に関する資料

- (1) 保守に関する指導案内書及び取扱い説明書
各設備の機能が十分に発揮しうよう、主要機器を含めた装置の取扱い説明及び保守についての事項（日常のメンテナンス方法を含む）を記載したものとする。
- (2) 機器性能試験成績書
- (3) メーカーリスト
主要な材料、機器名、製造者名、形式、型番、連絡先などを記載したものとする。
- (4) 官公署届出書等

1.6.4 完成写真	完成写真は、工事完成時における建物等を撮影したものとし、作成は特記による。
1.6.5 図面情報電子化媒体	さいたま市電子納品要領【簡易普及版】もしくは、監督職員との協議により、さいたま市電子納品要領（国土交通省準拠版）による電子納品とする。
第7節 その他	
1.7.1 契約不適合責任	契約不適合責任期間は、契約約款第56条による。
1.7.2 事後調査	契約不適合責任期間の終了前に契約約款に定める契約不適合の確認に協力するものとする。
1.7.3 履行の追完	事後調査の結果契約不適合が認められる場合は、さいたま市の請求に従い、すみやかに履行の追完をし、施設管理者等の確認を受ける。

改定履歴

平成15年10月1日制定
平成17年 8月1日改正
平成19年 4月1日改正
平成22年 4月1日改正
平成23年 8月1日改正
平成24年 4月1日改正
平成27年 4月1日改正
平成28年 6月1日改正
平成28年10月1日改正
平成30年 4月1日改正
平成31年 4月1日改正
令和 2年 4月3日改定
令和 3年 4月1日改定
令和 5年 1月1日改定
令和 5年 4月1日改定
令和 5年10月1日改定
令和 6年 4月1日改定
令和 6年10月1日改定
令和 7年 4月1日改定

別紙 1 建設副産物分類表

1. 1 さいたま市が発注する建築工事における建設副産物処理の対象となる概要は以下のとおりとする。
- (1) 工事内容による、とりこわし及び撤去する資材、または発生土
 - (2) 指定仮設による、とりこわし及び撤去する資材
 - (3) 施工にかかる資材のロス、または転用できる資材は各単価に含まれていると考え対象外（施工者が持ち帰るものとする）
 - (4) 現場事務所等から排出される一般廃棄物は共通費（率）に含まれているので対象外
 - (5) 数量について、発生土は計画数量、その他は設計数量とする
 - (6) 有価物については基本的に相手方引渡しとするが、処理する場合は運搬費・処理費を総合的に判断する

1. 2 積算上の建設副産物の分類は、下表のとおり分類 1・分類 2 による。

再生資源

	分類 1	分類 2	分類内容（凡例）
	建設発生土	土砂 砂利・碎石類	第 1～4 種建設発生土
有価物	金属類	鉄骨 鉄筋 L G S 建具 S D・L D・S S 建具 A W その他	鉄屑ヘビー H 2 鉄屑ヘビー H 3 鉄屑プレス B 鉄屑プレス B アルミ屑込みガラ 非鉄屑

建設廃棄物（再生資源可能品も含む）

	分類 1	分類 2	分類内容（凡例）
産業廃棄物	コンクリート塊	無筋	コンクリート躯体、コンクリートブロック、現場打ちコンクリート側溝、陶磁器屑、モルタル類（躯体ごと撤去する場合）、コンクリート平板、縁石、テラゾブロック、間知ブロック
		有筋	基本的になし
	コンクリート 2 次製品	有筋	既製品コンクリート側溝、既製品コンクリート枅、既製品コンクリート蓋、P C 板
	アスファルト塊	掘削材	アスファルト舗装（表層・基層とりこわしの場合）
		切削材	アスファルト舗装（表層のみとりこわしの場合）→基本的になし
	建設発生木材		木材、合板、集成材、パーティクルボード、繊維板（塗装の有無により受入可否があるが、塗装は無いものとして考える）
	生木類	伐採材（リサイクル）	幹・枝葉（樹種・幹径等、状態により全数量を受入出来ない場合があるので、条件確認の上分類する）
		伐根材（リサイクル）	根（樹種・幹径等、状態により全数量を受入出来ない場合があるので、条件確認の上分類する）
		伐採材（焼却）	幹・枝葉
		伐根材（焼却）	根
	仕上材類		廃プラスチック、ゴム屑、ガラス屑、陶磁器屑・モルタル類（仕上のみ撤去する場合）、紙屑、繊維屑、ボード類（アスベスト成形板含む）、押出成形セメント板、A L C 板、レンガ
	廃石膏ボード		G B - R、G B（N）、G B（N T）、G B - T、G B（W）、G B - S、G B - F
	汚泥		場所打ち杭・泥水シールド工法等で生ずる廃泥水等
特別管理産業廃棄物	廃油		揮発油類、灯油類、軽油類 （下請設備工事により、元請け側処理場合あり）
	廃 P C B 等		P C B を含有したトランス、コンデンサー、蛍光灯安定器 （引渡しによる施設管理者等保管とする）
	廃石綿等		飛散性アスベスト廃棄物 （除去された吹付石綿・石綿含有保温材・石綿含有耐火被覆板・石綿が付着したシート・作業衣等）

別紙２ 舗装切断時に発生する排水の処理に係る特記仕様書

（趣 旨）

第１条 この特記仕様書は、さいたま市土木工事共通仕様書に定めるもののほか、アスファルト舗装版切断時に発生する排水の処理に関し必要な事項を定めるものとする。ただし、排水を生じない工法で、発注者が認めた場合は、この特記仕様書によらなくてよい。

（適 用）

第２条 さいたま市が発注する土木・建築・設備工事で、アスファルト舗装版の切断作業に適用する。なお、アスファルト舗装版切断時に発生する排水は、産業廃棄物の汚泥（アスファルト舗装切断時に発生したもの。以下「当該汚泥」という。）として扱うこととする。

（処理方法）

第３条 受注者は、アスファルト舗装切断作業を行いながら当該汚泥を吸引のうえ、タンク等に貯留し、作業後速やかに、当該汚泥を処理施設へ運搬し処分する。

（条 件）

第４条 受注者は、当該汚泥を処理する業者を、当該汚泥の中間処分業の許可を得ており産業廃棄物管理票（マニフェスト）にて管理できるものから選定する。

２ 当該汚泥の運搬は、元請負業者が行うこととする。ただし、やむを得ない理由があると発注者が認めた場合は、当該汚泥の運搬を、当該汚泥の運搬許可を得ている業者に委託することができる。

（提出書類）

第５条 受注者は、施工計画書にアスファルト舗装版切断時に発生する当該汚泥の収集・運搬・処理に関する計画書、受注者と処分業者との契約書の写し及び処分業者の許可証の写しを添付すること。

また、受注者は、当該汚泥の運搬を、当該汚泥の運搬許可のある業者に委託した場合は、受注者と運搬業者との契約書の写し及び運搬業者の許可証の写しを添付すること。

２ 受注者は、工事完了後、速やかに産業廃棄物管理票（マニフェスト）のＡ票、Ｂ２票、Ｄ票、Ｅ票を監督職員に提示し、確認を受けること。ただし、電子による場合は、「受渡確認票」をもって、上記「産業廃棄物管理票 建設系廃棄物マニフェスト」の各票にかえることが出来る。